

第79回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成30年1月15日（月）午前9時30分開会
会 場：札幌市役所本庁舎 12階 1～4号会議室

1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 皆様、明けましておめでとうございます。

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第79回札幌市緑の審議会を開催いたします。

以後、着席して進めさせていただきます。

初めに、事務局から報告事項がございます。

本日は、欠席のご連絡をいただいておりません。お一方がお見えになっていませんけれども、委員16名中、15名の方にご出席をいただいております。定足数であります過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（西川みどりの推進課長） 開会に当たりまして、吉岡副市長よりご挨拶申し上げます。

○吉岡副市長 皆様、おはようございます。

ご紹介いただきました札幌市副市長の吉岡でございます。

緑の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まずもって、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方におかれましては、平素から札幌市の緑化行政に特段のご理解とご協力をいただいておりますことを感謝申し上げますとともに、今年の緑の審議会におきましても、みどりの基本計画の中間評価などに活発なご議論をいただきました。この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、札幌市では、これまでの人口の増加やそれに伴う都市の拡大に対応するため、主に公園や緑地の整備によって都市の緑化を図ってまいりました。しかしながら、人口減少社会の到来や少子高齢化など、社会情勢が大きく変化する中、みどりのオープンスペースにつきましても、量の拡大から今ある施設の有効活用への転換期に来ております。

札幌市のまちづくりの最上位計画であります札幌市まちづくり戦略ビジョンにおきましては、次世代への持続可能なまちづくりを掲げているところでございまして、みどりのオープンスペースにつきましても、都市の貴重な資源として、まちづくり全体の視点を持って考えていく必要があると感じております。

また、国の動きとして、都市公園法等が平成29年5月に改正されまして、民間活力の導入などに資する新しい制度が創設されたところでもございます。このような転換期に対応するため、このたび、札幌市の緑化行政に関する総合的な計画であります札幌市みどりの基本計画の改定時期を1年前倒しいたしまして、第4次となります札幌市みどりの基本計画を策定することといたしました。

今回の策定につきましては、審議会に案の作成をお願いする運びとなっておりますので、

今ある緑の資源が将来にわたり札幌市民の誇るべき財産となりますよう、委員のそれぞれのお立場で活発で忌憚のないご意見やご助言を賜ればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今後とも緑化行政に対するお力添えと今後のご協力をお願い申し上げまして、簡単に意を尽くせませんが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 諮問書交付

○事務局（西川みどりの推進課長）　ここで、第4次札幌市みどりの基本計画の策定につきまして諮問をさせていただきます。

吉岡副市長より愛甲会長に諮問をさせていただきます。

○吉岡副市長　札幌市緑の審議会会長愛甲哲也様。

札幌市長秋元克広。

第4次札幌市みどりの基本計画の案の作成について（諮問）。

札幌市における緑の保全及び創出に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、札幌市緑の保全と創出に関する条例第9条第5項の規定に基づき、第4次札幌市みどりの基本計画の案の作成を諮問いたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（西川みどりの推進課長）　委員の皆様には諮問書の配付用資料をお配りいたしますので、少々お待ちください。

ただいまお配りしました資料のとおり諮問をさせていただきましたので、皆様、よろしくお願いいたします。

なお、大変恐縮ではございますが、吉岡副市長は、この後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

〔吉岡副市長退室〕

◎連絡事項

○事務局（西川みどりの推進課長）　次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、第79回札幌市緑の審議会の次第という1枚物の資料、座席表、第20次札幌市緑の審議会委員名簿です。

続きまして、議事資料になりますが、議事資料1の第4次札幌市みどりの基本計画策定の進め方というA3判1枚物です。次に、議事資料2の第79回緑の審議会資料というA3判資料をとじたものです。次に、報告資料1の主要公園マネジメント方針（案）について（修正点のご説明）と書かれたとじたものです。次に、報告資料2の主要公園マネジメント方針（案）についてです。次に、札幌市街路樹基本方針と書かれた1枚物の資料で

す。最後に、札幌市みどりの基本計画中間評価報告書と書かれた冊子です。

以上の資料をお配りしておりますが、資料に不備がありましたらお知らせください。
それでは、愛甲会長、この後、進行のほど、よろしく願いいたします。

[小西委員入室]

4. 議 事

○愛甲会長 おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思いますが、その前に、前回までの審議会で議論をしていただいた中間評価報告書がまとまっておりますので、それをご確認いただきたいと思います。また、質問があり、街路樹の基本方針について一度簡単にご説明していただいたほうがいいのではないかとということで資料も用意していただいておりますので、その2点について、まず、報告と説明をいただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 今、愛甲会長からご紹介いただきましたとおり、前回、前々回の審議会でご審議いただきました現行のみどりの基本計画の中間評価につきまして、皆様のご意見を踏まえて、修正の上、愛甲会長にご確認いただき、中間評価報告書の最終版として取りまとめました。机上にお配りしておりますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

本日諮問いたしました、次のみどりの基本計画につながる部分もございますので、お手元に保存していただければと思います。

今後は、ホームページで公表していく予定でございます。

続きまして、街路樹の基本方針につきまして、みどりの管理課よりご説明いたします。

○事務局（中西みどりの管理課長） 資料は、札幌市街路樹基本方針と書かれたA4判横の資料となります。

まず、札幌市の街路樹の現況についてです。

札幌市には、現在、約22万本の街路樹が植えられております。

街路樹は、都市環境の改善、道路交通の安全確保などの役割を果たしておりまして、まさに緑の潤いを与えています。

次に、現在、22万本がある街路樹の課題についてです。

札幌市が政令指定都市となり、道路整備が盛んに行われた昭和40年代や50年代に植えられた木は、老木化がかなり進行しておりまして、計画的な街路樹の更新が急務となっております。

当時に植えられた木は、札幌市では早急に緑化する必要がありましたことから、ニセアカシアやプラタナスといった成長の速い樹木となっております。その結果、街路樹の大きさを一定に保つための剪定に多くの費用を費やしているのが現状です。

また、みどりを早急に増やす必要がございましたことから、狭い歩道にも街路樹を植え

ております。その結果、車椅子が通れなかったり、除雪車が歩道を走れなかったり、円滑な通行などの障害となっているほか、歩道に面した建物や民地に枝が越境するなど、市民生活にも支障をもたらしております。

なおかつ、札幌市は、現在、財政的な制限が厳しさを増しております。その中で、持続可能で効率的な街路樹の維持管理が求められているところをございまして、今後の方向性を示すものとしたしまして、平成27年度に街路樹基本方針を策定いたしました。

基本方針では、効率的、効果的に街路樹の価値を発揮させ、市民の皆様が街路樹に感じるメリットを増やすことを目的に10の方針を定めております。

まず、①都心部街路樹の充実、②主要幹線道路街路樹の充実、③交流・生活拠点街路樹の充実、④街路樹の改善、⑤健全な街路樹をつくりだす計画的な更新、⑥安全で災害に強い道路交通の確保、⑦産学官民一体となった街路樹づくり、⑧街路樹管理技術の向上、⑨道路事業関係者との情報共有、⑩低炭素社会構築に向けたみどりのリサイクルの推進です。

まず初めに、10の方針のうち、①都心部街路樹の充実と②主要幹線道路街路樹の充実についてです。

都心部や主要幹線道路では、札幌らしさ、にぎわいを生み出す、それから、街路樹のまち並みの骨格となる街路樹の重点的な管理を行っております。そのために行っている取り組み例といたしまして、緑のボリュームアップ剪定がございます。

これは、写真にありますように、通常ですと、人が木に登っていき、剪定をしていくのですけれども、左の写真にございますように、高所作業車という機械を使い、周りから剪定をしていきます。枝葉が茂っている樹木の頭、緑の塊の部分を樹冠と呼びますけれども、この樹冠を大きく保つことに配慮して剪定するものです。

作業は、主に高所作業車を使用し、髪を透かすのと一緒に、写真を見ていただくとおわかりのとおり、混み合っていた枝を透かすようにしております。きめ細やかな切り方をすることによりまして、目に見える緑の大きさを増やしております。

次に、③交流・生活拠点街路樹の充実についてです。

こちらの取り組みといたしましては、樹木の健全性を診断する街路樹診断、それから、地元の皆様などにより街路樹ますに花壇をつくるなどの安全・安心で潤いのある歩行空間となるよう目指しております。

左の写真が樹木診断を行っているところでして、鋼製の棒で突っついて、枯れないかを調べているところです。実際に切ると穴があいていたということもあります。

右側は、地元の皆様街路樹のますに花壇をつくっている様子です。

次に、④街路樹の改善についてです。

まず、街路樹の樹木の種類、樹種の改善を行います。先ほど申しましたけれども、昭和40年代、50年代に成長の速い樹種を植えてきたという経緯がございます。それから、病気になりやすいもの、根が深く張らず、強風で倒れやすいといった樹木も植えられております。特に、成長の速い樹木は、民地側への越境が頻繁に起きやすく、対応するための剪定

費も増大します。こうした樹木については、成長が比較的緩やかになるものなど、それから、地元の郷土種などを使うなどして、管理上のトラブルが少ない樹種に積極的に植えかえる取り組みを進めていっているところがございます。

次に、④街路樹の改善の二つ目の配置の改善についてです。

交差点付近や歩道幅の狭い道路では街路樹の見通しや通行の妨げになりやすいことから、街路樹を植える基準を見直し、例えば、交差点から一定距離内の街路樹や、幅が3.5メートル未満の歩道においては、原則として、新たに街路樹を植えないこととしております。さらに、既存の樹木につきましても、移植や伐採等、撤去を検討することとしております。

今後も、これらの取り組みを進めていくことにより、美しい道路景観の創出に努めてまいります。

以上で街路樹基本方針の概要及び主な取り組みの説明を終わらせていただきます。

○愛甲会長 ただいま報告していただいた中間評価報告書は、これで確定となります。

ご意見をいただきまして、ありがとうございました。この後、公開もされるということでした。

それから、街路樹の基本方針については、中間評価報告書の中で、ボリュームアップ剪定、都心部の緑化に関してご質問がいろいろとありましたので、今回、平成27年度に定められていたものについて、改めてご説明をしていただきました。

それでは、次に、今日のメインの議題となる基本計画の策定に向けての審議を議題としていきます。

後で説明もありますけれども、今日は、どういう背景で基本計画の改定をしていくのか、あるいは、基本的な計画の位置づけ、その必要性などについてご確認をいただき、それを共有して、改定の際にどういう論点を入れていくべきなのかについて、この後、ご意見をいただければと思っています。

説明がちょっと長くなりますけれども、最初に、今言ったことなどについて、資料を用いて説明していただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【議事資料1-1】 それでは、第4次札幌市みどりの基本計画の策定についてご説明申し上げます。

第4次札幌市みどりの基本計画策定の進め方というA3判1枚物の資料をごらんください。

まず、1の策定の根拠でございますが、札幌市緑の保全と創出に関する条例の第9条にみどりの基本計画の策定手続が定められております。その第5項に、先ほど吉岡副市長から諮問をさせていただきましたが、緑の審議会がみどりの基本計画の案の作成を行い、市長に提出することができる旨、規定されております。その際、第1項から第4項までに定められているとおり、市民に公表し、市民の意見を収集する手続を経ることとなります。

最終的には、第6項でございますとおり、答申いただいた案を市長が勘案し、みどりの基本計画を策定する流れとなっております。

次に、右手の2の札幌市みどりの基本計画作成の流れ（案）ですが、今後、会長とも相談をしながら皆様にご議論いただく内容を決めていくこととなりますが、事務局案を大まかに示させていただきます。

本日の諮問から答申までの議論として、まず、札幌市のみどりの現状と動向を整理し、次に札幌市の課題を抽出いたしまして、それを解決していくための方向性や目指すべき将来像などを設定していただきます。その後、計画としての体系についてご議論いただき、具体的な施策についてご意見をいただきます。

この段階で一旦は計画の形になりますが、その計画を管理していくための目標や指標を設定し、最後に、計画を実現するための行動について、アクションプログラムを設定し、最終的な計画案としてまとめていく流れを想定しております。

かなりボリュームがある内容となっておりますので、今後は、部会の設置など、集中的に検討いただく仕組みも必要と考えておりますが、今後、会長と相談をしながら検討させていただきます予定です。

次に、下の表3の策定のスケジュールでございますが、計画策定の時期を平成31年度末に設定しております。策定期間としては、平成29年度から31年度の2年3カ月間とし、その間、審議会でご議論いただくことを予定しております。

平成29年度は、本日諮問いたしまして、3月にも審議会の開催を予定しております。来年度は、審議会の議論の参考としていただくため、市民の意見を広く取り入れる方法として、市民アンケートや市民ワークショップなどを予定しております。

アンケートなどの実施時期は平成30年度当初で、その結果を審議会にフィードバックする予定ですが、アンケートの設問やテーマなどにつきましては、次回の審議会の皆様のご意見をお聞きしながら決めてまいりたいと考えております。

具体的な施策などまで議論がまとまった時点で中間答申をいただくことを考えております。中間答申をもとに、再度、市民のご意見を聞く機会として、市民グリーンカフェというものを予定しております。

そのような過程を踏まえまして、平成31年度には計画案をつくり、先ほどご紹介した条例第9条でございます市民の皆様にご50日間意見をいただく機会を設け、これがいわゆるパブリックコメントに当たるものとなります。その後、最終答申をいただきまして、審議会から計画案を答申いただくこととなります。

この間、札幌市役所内でも関係部局と調整を図り、最終的に計画として策定するのが平成31年度末となる予定でありまして、翌平成32年度から計画を施行してまいります。

【議事資料2-1】次に、議事資料2をごらんください。

まず、本日の進め方でございますが、計画の位置づけ、社会動向、みどりの現状と動向、それらを踏まえたみどりの現状と課題につきまして、事務局案ではございますが、たたき台としてご説明させていただきます。

1の（1）をごらんください。

緑の基本計画は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを市町村が定める計画です。都市緑地法第4条に定められており、策定に際しては、市民の意見を反映することとされております。

次に、計画の位置づけでございますが、札幌市の最上位計画は札幌市まちづくり戦略ビジョンであり、みどりの基本計画もこのビジョンの方向性を反映するものとなります。そのほか、第2次札幌市都市計画マスタープランや環境基本計画など、関係計画とも整合を図っていく必要がございます。

また、国が定めている政策や、都市緑地法、都市公園法も反映する必要があります。

計画の対象ですが、主として、都市計画区域内の公園、公有地、私有地を含む全てのみどりづくりを対象としております。

改定の必要性でございますが、社会情勢の変化といたしまして、人口減少社会を迎え、都市の拡大から縮小への変化、公園を含むオープンスペースの量の拡大から今ある施設の有効活用、財政面等の制約の深刻さが挙げられます。

また、市民ニーズといたしまして、より使いやすいオープンスペースへの転換、にぎわいの創出、北3条広場のような都心部の再開発等による美しいまち並みとみどりとの調和、老朽化施設への対応、精神的な豊かさの向上など、多様化しています。

さらに、国の動きといたしまして、昨年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、新たな制度が創出されました。主な改正の内容といたしましては、都市公園法では、P a r k - P F I と呼ばれる公募設置管理制度の創設、保育所等の占用物件への追加、公園に関する協議会の設置などです。

都市緑地法では、市民緑地認定制度の創設、みどり法人制度の拡充などです。

新たな計画の目標年次は、策定後の10年後となります2030年を予定しております。

【議事資料2-2】我が国の動向と上位・関連計画につきましてご説明いたします。

国土交通省では、社会資本の一定程度の整備等を背景として、緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限に引き出すステージ、いわゆる新たなステージへの移行の取り組みを進めております。

その中で、重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点を挙げております。

次に、札幌市の上位・関連計画です。

札幌市まちづくり戦略ビジョンは、最上位計画として平成25年に策定されました。その中で、みどりに関する基本目標として、「豊かな自然と共生するまちにします」、「札幌の顔となる魅力と活力あふれる都心にします」、「都市の価値を高めるみどりを生かしたまちにします」が挙げられます。

関連計画の札幌市都市計画マスタープランでは、これから迎える人口減少社会に対応するため、地下鉄沿線等を複合型高度利用市街地として定め、マスタープランの一部である札幌市立地適正化計画におきましては、集合型居住誘導区域、都市機能誘導区域などを定

めております。

【議事資料２－３】札幌市の社会動向ですが、人口推計によりますと、平成27年から5年のうちに人口は195万人のピークを迎え、目標年次の2030年には人口は182万人と、減少が推計されております。現在、約25%程度であります65歳以上の高齢化率は2030年には32%になるであろうと推計されております。

また、地域別の将来人口推移を見ますと、赤色で示された中央区を含む中央部では人口の増加が予想されております。ただし、前述の立地適正化計画では、このような人口集中を防ぐため、居住誘導区域を設けるなどして、人口密度の適正化を図る計画を立てているところです。

次に、右手の市民自治の担い手ですが、札幌市では、年々、町内会の加入率は低下している状況です。また、町内会などの地縁組織以外のNPO法人などの市民自治の担い手は増加傾向にあります。街区公園の維持管理においても約54%を町内会に委託しておりますが、このような担い手の減少による今後の影響が懸念されるところです。

【議事資料２－４】札幌の魅力についてご紹介いたします。

平成28年の市民意識調査では、札幌が好きな理由として、「緑が多く自然豊かだから」としているとの回答が1位となっております。また、札幌に観光に訪れた方に訪問場所をお聞きしたところ、大通公園が1位となっており、そのほかにも、旭山記念公園や中島公園、モエレ沼公園などを訪れていることがわかります。

このように、市民からも観光客からも札幌市の緑が魅力となっていることがわかります。

また、外国人宿泊数が近年伸びてきており、ますますみどりを含めた都市の魅力向上が求められると感じております。

次に、今後の動向でございますが、現在、札幌市が行っている大きな取り組みといたしまして、冬季オリンピック・パラリンピックの開催招致や新幹線の札幌延伸の動きなどがございます。

【議事資料２－５】札幌のみどりの現状と動向でございます。

札幌の自然特性といたしまして、南西側の山地ゾーン、山地ゾーンから丘陵、台地へとつながる山麓ゾーン、北部の畑や草地が多く残っている低地ゾーン、人が多く住む市街地ゾーンがあり、各ゾーンは河川などでつながり、相互に関連しております。

次に、緑被の状況ですが、緑被率は、都市計画区域全体で55.6%、市街化区域で17.8%、市街化調整区域で84.7%となっております。全体では、平成19年と比較して、790ヘクタール増加しているところです。

右の土地利用別緑被率ですが、公共利用地と民間利用地の緑被の違いを見てみますと、平成26年調査では、公共利用地の緑被率が32.2%であるのに対し、民間利用地は6.2%と低い状況であることがわかります。

次に、政令指定都市の緑被率を比較すると、札幌市は、わずかですが、平均を下回っている状況です。

【議事資料2-6】札幌市の公園整備の系譜をご紹介します。

昭和47年に政令指定都市に移行して以来、昭和50年代には、現在の街区公園であります児童公園を年間100カ所整備する目標を掲げ、整備してまいりました。その結果、公園数は急速に増加しております。平成5年からは、造成後20年を経過した公園を対象に全面再整備事業を始め、現在に至っております。平成10年以降は、公園整備の増加は緩やかとなっております。現在の公園数は2,736カ所となっております。

政令指定都市の1人当たりの都市公園面積を比較いたしますと、札幌市は、1人当たり12.6平方メートルと、4位で、平均の約2倍と、高い整備水準となっております。

右側に移ります。

住区基幹公園とは、街区公園、近隣公園、地区公園を指します。

中段の折れ線グラフでわかりますとおり、中央区は人口が増加傾向にあります。一方、上段の棒グラフでは、区別に見た1人当たりの住区基幹公園面積を比較いたしますと、中央区は公園数が少ないことから、1人当たりの面積が著しく少ない状況にあり、公園配置の地域的な偏りが見られます。

下の円グラフをごらんください。

都市公園の経年数を示しております。

左側には、都市公園の約6割が整備後30年を経過していることが示されております。また、右側では、公園の遊具施設の約7割が20年以上経過している状況が示されており、公園施設の老朽化が認められます。

【議事資料2-7】公園緑地の整備費と管理費についてご紹介いたしますと、公園緑地整備費につきましては、1人当たりの都市公園面積が10平方メートルに達し、公園整備が一定の充足を見た平成10年ごろまでをピークに整備費が縮減状況に転じました。一方で、管理費は、わずかではございますが、増加傾向にあります。

次に、街路樹についてでございますが、札幌市が管理している街路樹は、高木で22万本を超えております。そのうち、年間、数路線を選び、本数にして750本ないし3,500本ほどの街路樹診断をしてまいりました。

その結果といたしまして、年によってばらつきはございますが、危険木の割合は増加傾向にあり、最近では、診断した樹木のうち、危険木と判定されたものは20%を超えております。

街路樹の管理費でございますが、先ほどご紹介しました街路樹基本方針を策定したときに整理した資料をご紹介しますと、街路樹管理費の年間推移では、平成9年を100とした場合、近年では7割以下に減少しております。このため、剪定などの管理が困難な状況となっております。

みどりに関わる市民活動の状況でございます。公園ボランティア、森林ボランティア、タウンガーデナーの登録数は、3,000程度で、年々増加しております。一方で、みどりに関する市民アンケートの結果を見ますと、みどりづくりに参加していると回答した市民のう

ち、約7割が60歳以上で、増加傾向にあり、さらに、今後の参加意欲を質問したところ、60歳以上の方の今後は参加しないとの回答が増加傾向にあり、高齢化により活動の継続が難しいと考えている方が多くなっていることがうかがえます。

【議事資料2-8】農地の状況でございますが、中間評価の議論の中でも農地を含めた議論が必要とのことでしたので、簡単ですが、農地の状況についてご紹介いたします。

農地の面積は、昭和45年からの45年間で約6分の1に減少しております。対しまして、耕作放棄地は増加傾向にございます。

次に、5の中間評価を踏まえた今後の方策と6の審議会のご意見についてですが、前回、前々回の審議会でご審議いただいた内容を改めて記載したものでございますので、改めてのご説明は省略させていただきます。

次に、7の庁内検討会議での意見ですが、基本計画の改定に向けまして、日ごろ業務に携わっているみどりの推進部の職員で課題等について意見を出し合い、検討を進めておりますが、そこで出ている意見や課題の一部をご紹介いたします。

まち中のみどりといったしましては、みどりによる都心の魅力や価値を向上させたいこと、街路樹の効果的、効率的な管理や、ボランティアリーダー、コーディネーターの育成をすること、みどりのオープンスペースの創出はどうあるべきかなどの議論がございます。

郊外のみどりにつきましては、近郊の森の活用に向けたニーズ、利用実態の把握が必要であること、また、そういうものを活用するにはどうあるべきかなどの議論がございます。

公園のみどりにつきましては、効果的、効率的な公園整備と管理運営、また、環状グリーンベルトやコリドーの保全が課題、また、民間企業との連携はどうすべきかなどの視点の意見が出ておりました。

【議事資料2-9】限られた時間の中で、社会状況や現況など、駆け足でご紹介してまいりましたが、以降では、今ご紹介した社会動向やみどりの現状、現計画の中間評価での審議会のご意見等を踏まえまして、札幌のみどりの現状と課題を事務局案としてまとめております。

都心のみどりのあり方につきましては、現状として、都心部では公共施設の建設などによる緑被の減少が見られることや今後も再開発や民間施設の建てかえが進むことが挙げられます。

課題といたしましては、公共施設の緑化や民間施設の緑化を促すなど、どのようにみどりの量と価値の向上を図っていくかのほか、民間施設の建設に合わせたみどりのオープンスペースの確保がございます。

市街地のみどりのあり方につきましては、市街化区域の特に民間利用地の緑被率が低い結果となっていることや、街路樹の危険木の増加により、みどりの減少が懸念されております。

市街地のみどりの確保が難しいことがあり、公園の総量がほぼ充足した中、まちづくりの観点から、みどりの価値を高め、活用につなげる方策や、民間利用地の多様な主体によ

る緑化推進が課題となっているほか、街路樹の危険木への対応策を検討しつつ、市民がみどり豊かだと感じられるまち並みの形成が課題となっております。

郊外のみどりのあり方といたしましては、近郊の森では保全活動に参加した市民の割合が伸び悩んでいます。また、耕作放棄地が増えるなど、みどりの質が低下していることが懸念されます。

このような現状の中、近郊の森に親しむ人の裾野をどのように広げていくか、郊外のみどりの質をどのように高めていくかが課題です。

都市公園のあり方につきましては、現状として、都市公園は、市内全体で見ると、整備数、面積ともに全国的にも高いレベルにあります。配置が偏っており、中央区が極端に少ない状況であること、整備から30年以上の都市公園が多く、施設の老朽化が進んでいることや、新しい公園の整備からストック効果をより高めることや民間との連携等、既存公園の活用にシフトしていることが挙げられます。

課題といたしまして、中央区などで都市公園の地域的偏りをどう改善していくのか、膨大な数の老朽化した公園施設をどのように保全していくのか、多様なニーズに応える使いやすい公園とはどうあるべきかなどが課題となっております。

多様な主体とみどりのあり方についてでございますが、現状として、町内会加入率の低下やみどりに関わる活動に参加している市民の高齢化、活動の中心となる人材の不足などにより、みどりに関わる活動の継続が困難になっていると考えられます。

そのような中で、ボランティアリーダー等の育成や多様な主体が継続的に活動できる方策づくりが課題と考えております。

以上が事務局案のたたき台でございますが、冒頭で申し上げましたように、たたき台でございますので、これ以外の課題や視点、方向性などにつきましてもご議論いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○愛甲会長 ご説明いただき、ありがとうございます。

今、課題をいっぱい挙げていただきました。背景の状況等、いろいろとご質問等もあるかと思っておりますので、ご質問を含めて、今挙げられた現状と課題について、ご意見を挙げていただきたいと思っております。

どなたからでも結構ですので、ご発言をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○関委員 民間利用地の緑被率を今後上げていこうという考え方が示されているのですが、最初、街路樹の基本方針のところ、過去にさかのぼって、その後どうなったかということが説明されました。その事例もあわせて考えてみると、今後は、新たに緑被率を上げていくところでも、今までの経験を生かしたような管理方針やノウハウを伝えていく、あるいは、基準を示すなど、そういったことを積極的にやっていくのがよいのではないかと思います。

もう一つ、民との連携を加速するということが社会動向を踏まえての方針として示され

ているのですけれども、国際的に経済状況もすごく揺れていて、一言に民と言っても、持続的に公共のみどりに関心を持ってくれるところがあるのかどうか、その辺の見通しがなかなかつかないところもあるかなと思いますので、その辺は非常に慎重に進められたらどうかと思います。

○愛甲会長 今のご意見について事務局からコメントはありませんか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 民との連携についてご説明を差し上げます。

国土交通省から民との連携を進めるべきという考え方が示されております。しかし、公園、特に都市公園におきましてはなかなか進んでいないのではないかと、あるいは、使い勝手が悪いのではないかとという意見が出されております。

一方で、公園の整備に係る予算は、管理の予算も含め、だんだん厳しくなっているところから、例えば、民間の方々に、売店など、公園施設を出していただき、あわせて、周辺の公園の管理もしていただければと思っております。

もちろん、その売店では収益を上げていただいて、その収益の一部を管理などに出していただくというウィン・ウィンになることができればいいのではないかとということが示されております。

それをもって、本州のほうでは先例が既に幾つか出ております。札幌でもしたいのですが、いかにせん、札幌は積雪寒冷地でございますので、冬期間でも収益を上げることができるのかどうかということがございます。そのため、当然のことながら慎重に、できることとできないことも含め、どんなことだったら可能なのかを今後考えていきたいと思っております。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 今の事務局からのご意見は非常に重要だと思います。PFIを国土交通省が導入したということで、国土交通省の資料も拝見したのですが、こうした天国が来ますみたいなメリットしか書いていなかったですし、こういう国の審議会や都道府県の審議会の資料にはいいことしか書かないのです。しかし、先ほどの積雪というのは非常に大事な観点だと思うので、何がメリットで何がデメリットかというのをしっかりと整理していただければなと思います。反対しているわけではありませんが、デメリットも明確に提示していただきたいなと思います。

例えば、動植物園が指定管理となりました。日本全国で指定管理者制度を導入したので、それによってだめになったところがいっぱいありますし、よくなったところもたくさんあるという事例を考えると、これは非常に重要なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

○愛甲会長 今の話は、後で説明があるようです。前回からご議論いただいている主要公園のパークマネジメントマスタープランとも関係のある話ですので、その辺も含めて引き続き議論していただければと思います。

ほかに何かございますか。

○豊島委員（議事資料2-9）の札幌市のみどりの現状と課題が都心や郊外、都市公園などと分割されているのですけれども、札幌市全体として入れてほしい課題があります。

札幌市では、積雪が1メートル超あるような長い冬がありますが、ゼロ歳からも使える公園というような視点を課題として入れてほしいと思っています。なぜかという、雪がある公園では2歳や3歳にならないと使えないのです。それまでのゼロ歳から2歳ぐらいまでの2年間、また、雨の日なんかには行く場所がありません。

また、児童会館は、週に1回の何曜日の午前中と限られているのですよね。公園であれば、いつでも入れますし、子どもだけではなく、両親や祖父母がついていって一緒に使えますので、そうしたことを入れてもらえないかと思いました。

○愛甲会長 要は、冬のことも考え、2歳以下のお子さんとかが遊べる場所というか、子育ての観点を全体的に入れるべきだというご意見ですね。

ほかに何かございますか。

○小篠委員 具体的な議論に入る前に確認しておきたいことが幾つかあります。

これは私が知らないだけかもしれませんが、みどりの基本計画の位置づけが書いてありましたね。関連しているということは先ほどの図でわかったのですけれども、具体的にどうということになっているのかです。

公園の話はこの審議会のテリトリーに入っているからいいのですが、課題として、民有地の緑被率が低下していると言っているわけです。ここで民有地の緑被率を上げようと言うのであれば、都市計画法や建築基準法に絡んでくるわけです。確認申請を出す場合の緑被率のパーセンテージを上げないと民有地の緑被率は上がっていきませんから、そういう話になってくるのです。そこまで遡及して、この計画が力を発揮するということを前提として議論を進めるのかどうか分からないのです。

現状として、特に中央区の値が低いことはわかっているのですけれども、改善すると言うのであれば、そういうところまで遡及する話になっていくのかどうか、そこを確認したいと思います。

○愛甲会長 私も思っていたのですけれども、民有地の緑被のことに限らず、みどりの基本計画を策定することにより、ほかの分野も含め、具体的にどういうアクションを緑化行政がやっていくつもりがあるのかでして、要は、皆さんに議論をしていただき、この計画をつくることにどういう意味があって、次の10年で何をやっていこうとしているか、具体的にどうつながるかをイメージした上で話をしたほうがいいのではないかということではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 緑化率につきましては、当然、都市計画法など、別の法律があると思うのですけれども、そこの担当部門と相談をしながら、率を上げていくような努力をすることもあるのかと考えております。あるいは、私どもの所管について言うと、風致地区の緑化率がありまして、そういったものでやっていくことも一つの方策であるかもしれません。

このほか、例えば、今、札幌市公園緑化協会ではライラックの苗木のプレゼントなどの取り組みをしておりますが、それをすることによって個々の庭の木を増やしていくという方策もあるのかと思います。

このように、いろいろな方策で民有地の緑被率を上げていくような努力をすることが一つなのかなと思っています。

○愛甲会長 要は、ほかの部局と相談をしながら事業を起こしていくようなことももちろん含むし、今やっている施策をより充実させるというような方向も含んでいくことに影響していくという考え方だと思いますね。

○小篠委員 ということは、札幌市のオリジナルなスペシャルルールをつくる、あるいは、今持っているルールを条例レベルで少し変えていくというような話になるということまで含むのですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 関係部局との協議によりますから、なるとはここでは断言できませんけれども、そういう方向で考えることも可能かなと思っていまして、これからの議論次第になるのだと思います。

○愛甲会長 民有地の緑被については、先ほど関委員も言われていましたが、どういう取り組みをしていくかです。これはほかの部局とも関連しながらやっていかなければいけないことなので、議論がかなり必要かなと思います。今持っている施策だけでいいのか、数値を変えたりするだけでいいのか、もっと思い切った方針を立てたほうがいいのかということになるかと思いますが、継続して議論をしていただければと思います。

それでは、島田委員、お願いいたします。

○島田委員（議事資料2-1）から、みどりという言葉とオープンスペースという言葉が何回も出てくるのですけれども、オープンスペースというのは、みどりの持っている機能の一つだと理解できるのですけれども、ここで繰り返してオープンスペースがみどりという言葉と並んで出てくることには何か意味があるのでしょうか。その機能を特に重視して考えたほうがいいのかというような事情があるのかどうか、お伺いいたします。

○愛甲会長 言葉の使い分けも含めてだと思いますけれども、札幌市の中で、みどりとオープンスペースという言葉はどういうふうに使分けられているのかについて、まず説明していただければと思います。

○事務局（橋本造園担当課長） 札幌市緑の保全と創出に関する条例では、みどりに関する定義を設けています。みどりとは、植物や公園など、物だけをあらわすものではなく、文化や歴史など、みどりがもたらしている雰囲気も含めたものと定義しております。しかし、みどりと言うだけではなかなか伝わらないとは思っております。

そこで、オープンスペースという言葉についてですが、これは空間というイメージなのですが、これもただ空間があればいいということではなく、心地よい空間というようなことも含まれております。それでみどりのオープンスペースという言い方をよくしています。

特に定義づけて使い分けをしているというところまでの明確なものはありませんので、もし使い方に違和感があるようなところがあればご指摘をいただければと思います。

○愛甲会長 今のことについて、いかがですか。

○島田委員 何となくわかりましたけれども、確かに今おっしゃったように、みどりということには、歴史や文化、その空間や生物多様性など、いろいろな意味があるのだと思います。ですから、この基本計画を進める上でも、何のためにそれをやるのか、オープンスペースのためなのか、生物多様性のためなのか、まち中の空間としてこういうものが必要だからなど、そうしたことを考えながらやらなければいけないなと感じました。

○小篠委員 今の議論はすごく大事だと思います。

「みどり」という平仮名の言葉をどういう範囲で捉えるのかですが、結構多様な範囲の捉え方をしていると札幌市の方からご説明がありましたけれども、私たちがそういうふうに認識しているかどうかはちょっと問題ですよ。

植物や樹木など、そういった物理的なものはみどりと捉えているかもしれないけれども、文化的、歴史的な背景を持つ環境まで含めてみどりと言うということはかなり特殊な定義の仕方だと思います。それは、だめではないのですけれども、札幌市はそういうところまでを含んでみどりと言っているから、公共空間、いわゆるパブリックなスペースも含めたオープンスペースもみどりになるのだねと言おうとしているわけですよ。しかし、そうすると、ここで言っている課題の見方が全く変わってくるのではないかと思います。ですから、前提のところ、みどりの基本計画での「みどり」は何を扱おうとしているのかを議論する必要があるのではないかと思います。

例えば、先ほど、都市計画法や建築基準法の話もしたけれども、文化や歴史などは景観とすごく絡んできますよね。そして、そこにもみどりの範疇というのがあるのだという話になってくるので、こういう整理の仕方だけではなく、歴史的な建造物や地域などを抱えている札幌市において、そういうところをどういうふうに保善し、管理していかなければいけないのか、また、それをみどりとしてカウントするのかなどのお話も出てくるのかなと思いました。

○愛甲会長 ありがとうございます。

ここで議論をするときにはそういうふうに広く捉えていいのか、それとも、基本的にはみどりの推進部で把握している範囲内で議論していただきたいということなのかということなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（橋本造園担当課長） みどりの基本計画は、札幌市の計画ですので、みどりの推進部の計画であれば、当然、当部局の範疇ということになるのですけれども、札幌しみどりの基本計画となります。

みどりというのは、単なる公園にみどりがあればいいということではなく、良質な空間がみどりなのだよということを言おうとしており、当然、都市景観とも絡みますので、いろいろな部局との協議を含めた上でやっていくこととなります。そのため、みどりの基本

計画につきましても関係部局と協議をしながらつくっていきたいと思います。

例えば、先ほどの小篠委員のお話でいきますと、市街地では建蔽率と容積率が定められていますけれども、公共空間をつくることによって容積率を緩和しますという制度がありますが、その中に緑被率や緑化率も条件として入れてほしいといった協議はやっていかなければいけないだろうと思っています。もちろん、こちらでやっていきたくて思っている、それが通るかどうかはこれからの話となりますが、そういったことも協議していきたくて考えているところです。

○愛甲会長 今井委員、どうぞ。

○今井委員 質問です。

どこかに書いてあるのかもしれないのですが、（議事資料2-9）のみどりの現状と課題の中にある都心と市街地と郊外とはどの場所を指すものなのでしょうか。

○愛甲会長 それでは、もう一度説明をしていただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 都心につきましては、前の中間評価のときに、図面でお示ししましたが、大体、北8条ぐらいから中島公園の手前くらいまでのひし形のところを指します。市街地とは市街化区域で、郊外はそれ以外のところになります。

○今井委員 探してみます。

○愛甲会長 （中間評価報告書-11）に都心の地図がありますが、市街化区域の範囲がわかるような地図はどこかにありましたか。

○事務局（西川みどりの推進課長） （議事資料2-5）の左上に表が載ってしまっていて、黄色い部分が市街化区域となります。赤色の実線で都市計画区域をくくっているのですが、赤色の部分が都心、黄色の部分が市街化区域、薄緑色の部分が市街化調整区域になります。

○愛甲会長 郊外というのは、市街化調整区域と都市計画区域外をあわせたものということですよね。

○事務局（西川みどりの推進課長） はい。

○愛甲会長 それでは、山本委員、どうぞ。

○山本委員 （議事資料2-9）の今まで議論されたことと関連することです。

都市計画など、ほかの計画とも関連するので、都心や市街地、郊外という区分けで見たいこうということはわかるのですが、課題を考えるとときに挙げている項目でいいのかと思うのです。

例えば、多様な主体とみどりのあり方については、ここで書かれている2行しかありませんけれども、これは都心、市街地、郊外の全てに関わるものだと思います。さらに言うと、危険木が増加していき、それをどうリサイクルしていくかということで、市民配付をしたり、リサイクルに回したりしていると思いますけれども、その現状はもちろん、今のままでいいのか、それで危険木を処理していけるのかなども書かれるべきだと思います。

先ほど年齢ということについて言われましたが、いろいろな主体がどのような形でみどりにかかわっているかをここで挙げていただけたらいいなと思います。

○愛甲会長 区域にかかわらない課題、横断的にまたぐ課題だろうということで、そういうものはこれ以外にももちろんありますよね。都市公園、郊外、市街地、都心に重なる課題もあるので、そういう整理の仕方もしていかなければということでした。

ほかにいかがでしょうか。

○片山委員 中央区の公園の少なさ、公園の配置の偏りということが課題として重視されているようですが、市民感覚から言うと、中央区には見えるみどりがすごく多く、特に藻岩山から円山にかけての登山もできるような山に接しているという感覚があるのですね。ですから、そういう大きなます的なみどりに接する部分の評価はできないものかなという感覚があります。

ほかの政令指定都市でも、緑被率や公園の数でみどりを評価しているのだとは思いますが、札幌市のみどりの良さを考えると、その部分はすごく大きいのではないかなという感覚があります。

専門的にそれをどういう手法で評価するのかについてはアイデアがないのですが、大きなみどりの骨格やネットワークに中央区が接していて、都心からでも緑の見える率はとても高いと思うので、その辺が評価できると、中央区や札幌市のみどりのあり方ももう少し積極的に評価できるのではないかなという感想を持ちました。

○愛甲会長 これは、公園とみどりと両方で見なければいけない、要は、公園のほか、山や緑地とあわせて見なければいけないものだと思いますけれども、これについてはどうでしょうか。

指標としては、中間評価報告書の中にも入っていたと思いますけれども、みどりが豊かだと感じるということについては都心部だけにしか聞いていないのではなかろうか。札幌市全体でみどりが豊かだと感じている市民の割合がどれぐらいかをアンケートで聞いて、区ごとに出せるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 中央区のことに関して言うと、あくまでも都市公園が少ない、すなわち、地域の方が集う場所がないということがまず一つございます。しかし、ご意見のとおり、藻岩山やスキー場も近くにありまして、みどりを見る機会はあるのかもしれない。だからといって、ほかの区と同じように集う場所があるわけではないと考えており、これも当然必要なのだろうなと考え、公園整備については重点的にやっていかなければならないと考えているところです。

また、みどりが豊かだと感じている市民の割合を区別に出すことは可能です。

○愛甲会長 公園だけで切ってみるとこういう見え方をすることなので、公園とそれ以外のみどりを組み合わせて見たときにどうだという話ですね。それから、先ほど話があった2歳にも満たないようなお子さんに関しては、子育て世帯がこれからどこで増えていくのかということと公園の配置には関係があるので、今ご指摘いただいた点については、区域別に見なくても、全体的に考えていかなければいけない課題で、その中で、さらに公園についてはどういう施策を取るかという整理をしなければいけないのかなと感じました。

ほかにかがででしょうか。

○三上委員 先ほどの話に戻りますが、山本委員がおっしゃったことには私も賛成です。改定の必要性として、市民ニーズの多様化が大きな柱になっているのですけれども、その割には、現状と課題の中に市民の生活が余り見えないなと思いました。市民のニーズについては、もうちょっと具体的に、いろいろな立場や世代の市民がどう感じて、どういう課題を持っているのかをもう少し詳しく見られるような整理の仕方があり得るのではないかと思います。

先ほどから、小さなお子さんや子育て中の世帯がみどりに対してどういうニーズを持っているのかというお話もありましたし、若者はどうなのか、逆に、年配の方がどういうニーズを持っていて、そこにどういう課題があるのか、さらには、障がいを持っている方や外国人の方など、それぞれの立場の生活からのみどりに関するニーズというのは、まさに最初の改定の必要性にあるように多様なのでしょうか、そういう切り口で現状と課題を整理することも必要なのかなと思っています。

○愛甲会長 市民それぞれの方々ごとにみどりのニーズと課題を整理してはどうかということで、これは非常に重要だと思います。

また、先ほどお話がありましたけれども、次回に議論することになる市民アンケートの結果ですね。来年度に予定している市民アンケートにどういう項目をつくり、層ごとに整理できるような項目づくりをするかどうかとも関係してくるのかなと思います。

ほかにかがですか。

○竹澤委員 全体を読むと、すごく細かく分けられているのですけれども、要は、みどりが豊かになればいいということですよ。例えば、耕作放棄地について、地主と協議して、広報やネットで希望者を募り、家庭菜園や花壇として貸し出せば、私たちの周りではすごく喜ぶ方が多いのではないかと思います。

それから、街路樹など、一定のものでみどりにするのではなく、漠然と考えているのですが、今、道路がアスファルト舗装され、雨が地面に浸透していかないですよ。それで、郊外の広い道路もみどりにすればいいわけだと考えた場合には、その道路の端に水がたまるようにしていき、そこにボーダー状の花壇というか、簡単でいいのですが、宿根草など、自然に道内で自生しているような野草をずっと植えてはどうかと思っております。それから、種をまくと生物多様性にもなるし、一挙両得なのではないかなと思うのです。それをイギリスではレインガーデンと呼んでいるのですけれども、そういうふうに余り手をかけないで、自然のみどりが育つような環境をつくったらいいのではないかなと思います。

街路樹は問題ですけれども、古木を長年本当に愛している人たちがいたとき、突然切りますと言われるのであれば、説明を十分にしないといけないと思います。私はそうした仕事をしていますから割と聞くのですが、全てにおいて説明が足りないのです。みどりという言葉一つに関しても本当にいろいろな捉え方がありますよね。

細かくではなく、全体的なみどりとして考えた場合、中央区のみどりが足りないと言っ

ても、藻岩山もあるわけです。私なんかは藻岩山を毎日眺めていますけれども、そういうふうに、これがみどりなのだ、これがみどりなのだというのではなく、それが行政的に分かれている影響もあるのだと思うのですけれども、全体的に考えていくと、そんなに絶望的になることではないのではないかなと思ってしまいます。

○愛甲会長 レインガーデンの紹介をしていただきましたが、そういうグリーンインフラみたいなものをもっと取り込めるようなというご意見もありました。また、説明が必要という話もありました。先ほどのニーズの話とも関係がありますけれども、ニーズが多様化する中、市民の方とどういうコミュニケーションをとっていけばいいかというような観点も入れていくべきではないかということでした。

ほかにいかがでしょうか。

○巽委員 これからボランティアの活用が必要になるかと思うのですけれども、自分はそういうみどりに関わる活動をしていないので、どういう活動が（議事資料2-9）の一番下のみどりに関わる活動に当たるのかを具体的に示してほしいと思います。

また、ボランティアリーダーの育成や継続的に活動できる方策づくりについて、何をボランティアにさせたいのか、どういうことをしてもらいたいのか、現在はどういうことをしてもらっているのかなど、今行われていることを皆さんに示していただけるような資料を提示していただきたいと思います。

○愛甲会長 現状でいいので、どういうみどりに関するボランティアの取り組みや制度があるのかを簡単にご紹介していただけますでしょうか。

○事務局（湯浅みどりの活用担当課長） 公園のボランティア等については、先ほどもご説明しましたが、町内会の維持管理があります。また、公園ボランティアとって、公園に対して愛着を持って活動なされている団体の方がいらっしゃいます。そして、森林ボランティアがございまして、都市環境林等も含め、樹木などを間伐したり、そこに植樹したりするボランティアも活動していらっしゃいます。このほか、タウンガーデナーと申しまして、大通や都心のます花壇等の管理などをしていただいているボランティアの団体の方もいらっしゃいます。

別途、どういう人数で、どのような活動をしているかについては資料でお示ししたいと思います。

○愛甲会長 今日は簡単な説明でしたけれども、私も先ほど説明を伺っていて思ったことがあります。

（議事資料2-3）に関して、これは全体的な札幌市の社会動向なのですが、町内会加入率の低下、それから、NPO認証法人数の伸び率が低下しているという話とも関係すると思うのですけれども、みどりに関するボランティアのほか、町内会委託で公園の管理をやっているところもありますので、その推移がどうなっているのか、具体的な活動の内容も含めて資料をつくっていただくと、どういう支援策や方策を考えるべきかという議論につながるとと思いますので、整理しておいていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○吉田委員 全体的な話で申しわけないのですが、生き物屋としての発言だと思ってください。

土曜日に平岡公園で雪遊びを子どもたちとやるというボランティアを一緒にやっていたのですけれども、100人ぐらいが来るのですね。始まりは、あそこの公園にニホンザリガニという希少種がいるから、地元の団体と一緒に調べてほしいということでした。

そこで、これを読んだのですが、今後の検討の施策に札幌らしさがないのです。例えば、僕が考える札幌らしさというのは何かと言うと、例えば、政令都市の中でクマがこんなに出てくるところはありませんし、まち中からちょっと離れたところにカッコウが鳴いているわけです。生物多様性の観点からいくと、そうした札幌らしさがあるのです。そういうところに対して参加したいという気持ちが高い市民の方々が多いのですが、60歳以上で問題だということでした。

多分、次の審議会の議題になると思うのですけれども、どうやったら世代交代ができるかです。アンケートをとっても、多分、60歳以上の人たちだけが答えますので、どうやったら30代とか40代がそういうところに参加できるかです。

また、子育て世代は当然ながら興味を持ちますけれども、鉄棒がとか、分野とは違うところの答えに集中してしまい、縦軸と横軸がぐちゃぐちゃになってしまう可能性があります。ですから、（議事資料2-9）のところの整理の仕方を検討していただきたいと思います。やはり、これを見た瞬間に、どこに札幌らしさがあるのかというのは非常に重要なことだと思います。

それを感じなかった理由ですが、私はいろいろなところに住んできましたけれども、京都は政令指定都市の中でみどりの率が比較的高いのですね。1人当たりの面積がすごく狭いということが出ていましたが、それはまち中に寺社仏閣が多いからですよね。そして、その寺社仏閣が自分たちの土地かといったら、そうではないですよ。でも、私が京都に住んでいたときはそれをすごく誇りに思っているわけです。

皆さんの先ほどのご意見についてですが、中央区のマンションの高層階に住まれたら、窓をあけたらみどりがいっぱい見えるというところを誇りに生きている方がいて、その方々がみどりをエンジョイするときには滝野すずらん公園に行くかもしれない、でも、滝野は中央区の土地ではないですが、そこにアクセスができるというところに魅力があったりするわけです。

ですから、話は戻りますけれども、国がこれをメリットだと言っていて、はい、そうですかとなるのではないですし、政令都市と比較することは現状課題としてはすごくいいと思うのですが次に札幌らしさは何かをぜひ提案していただきたいと思います。

その一つは、僕の観点からすると、多様性や生き物なのですけれども、公園の管理のときには生物多様性保全がいつも少し弱いのです。みどりは環境基本計画とも非常に関係するので、その辺を検証していただきたいと思います。

○愛甲会長 らしさが出ていないということで、中間評価のときにもそういうお話をいただいていたのですが、札幌らしさの一つが生物多様性や自然への近さだということです。

先ほど景観や中央区の話が出たときにも出てきましたが、次回以降、みどりの将来像や方向性を話すときにも重要になってくるキーワードだと思います。

また、先ほど出ました冬や雪も札幌市みどりの基本計画を考えるとときの札幌らしさの一つだと思いますので、全体的な現状とといいますか、バックグラウンドの一つとして捉え、課題にも対応したようなものの整理をしていければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○今井委員 先ほどから整理の観点の話が少し出ているのですが、私は中央区に住んでいて、1歳の子どもがいますが、見えるみどりが足りないと感じることはありません。しかし、子どもが遊ぶ公園は15分ぐらい歩かないとなくて、足りないと感じています。

分け方として、地域と公園と主体と（議事資料2-9）ではなっているのですが、見えるみどりと使うみどりは分けて考えないと、議論をする際、足りている足りていないでかみ合わなくなることがあるのかなと思っています。

都心のみどりのあり方の中にオープンスペースの確保が課題ですと書いてあるのですが、これは使うという観点から書かれているものなので、混乱したりするようなことがあるのかなと感じています。

また、主体の件についてです。

私には子どもがいて、いろいろな活動に参加することには興味があるのですが、そういう情報は自分から積極的に取りに行かないと接する機会がなくて、日々過ごしているだけでは入ってこないものですから、そういった情報発信をどういうふうにしたら興味を持っている潜在的な方たちに届くのかなというようなことも課題として挙げていただけるといいのかなと思います。

○愛甲会長 見えるみどりと使えるみどりは違うということで、それを整理の観点の一つに入れてはどうかということでした。また、情報発信のことも課題として挙げてはということでした。

以前、私が月寒公園の再整備をしたときにアンケートをしたことがあります。周りに住んでらっしゃる方々のほとんどは公園を利用されているのですが、再整備に関し、これから計画づくりをしていくのですが、知っていますかと聞いたら、ほとんどの方が知らなくて、ショックを受けたことがあります。このように意外と知られていないこともありますので、なかなか難しい部分もあるとは思いますが、情報発信も大きな課題だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○下村委員 先ほど、みどりのオープンスペースについて島田委員から質問されて、みどりのイメージが変わったのですが、民間施設の建設に合わせたみどりのオープンスペースに関して、こういうものが成功例ですという具体的な例、理想となさっているイメ

ージの場所があったらお聞きしたいと思います。

また、雪遊びができる公園についてです。

街区公園とかはほとんどが雪捨て場になっているのです。大きな公園は、除雪する会社が入ってしまして、雪中運動会なんかをやるときは、そういう会社が入って整備してくれるのですが、小さな公園では冬はほぼ遊べない状態です。

その整備についてお考えがあるならお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○愛甲会長 都心部の施設で緑化をしている事業や取り組みについて、また、冬の雪捨て場の件について、いかがでしょうか。

○事務局（添田みどりの推進部長） 二つ目の雪置き場についてから先に説明させていただきます。

おっしゃるとおり、札幌市の街区公園については、町内会と覚書を締結することによって、雪置き場として活用ができるようにしております。現実問題として、そのように使われている街区公園の数は1,300くらいに及んでおります。現実として、札幌の冬を考えたとき、そういうニーズが非常に多いところです。

この際、遊具などを壊さないために雪を置くスペースと分けているのですが、ここで、先ほど来お話があったように、小さい子どもたちが冬に遊べるような整備が十分できるかというところが難しいところがあります。遊具周りは、きちんとしないといけなくて、江別では、春先に遊具の周りのところが解け、子どもがそこに落ちてしまい、事故が発生したということもあります。ですから、冬場の公園のあり方についての難しさはあります。

ただ、一般的には、スキー山などを整備することによって、そり遊びをするという利用方法もありますし、再整備のときにはそういうようなことについて地元の方々と相談をしながら整備しております。

街区公園は面積的にも限られるので、多機能でということはちょっと難しくなるのかもしれないですが、今後ともそういった視点で考えていかないといけないのかなと思っております。

○愛甲会長 都心部の施設等の緑化について、現状で何かありますか。

○事務局（湯浅みどりの活用担当課長） 最近ですと、北3条の道庁前にオープンスペースができましたが、民間建築物がセットバックして緑地を設けた事例はあるのではないかなとは思っています。

これは容積率の緩和等によってオープンスペースが生み出されている事例でして、私どもが直接関わっている事例は少ないのかなと思います。

○愛甲会長 そうしたことを入れていくような議論が引き続きできればと思います。

それでは、山本委員、どうぞ。

○山本委員 細かいことですが、生活をしていて常々思っていることを申し上げます。

市街地のみどりのあり方のところの課題で、民間利用地の多様な主体による緑化促進とありますね。私の住んでいるところでは新しく店ができ、できたときには若干は緑化され

るのですが、1年後や2年後になるとそれがほぼなくなります。雪捨て場と化したり、民間の企業は維持管理をしないからです。そういうものを目の当たりにしていて、緑化はするのですが、維持されていないみどりがかなりあるなど感じます。

これは民間の企業がやることなので、どうこうできないところもあるかもしれないのですけれども、課題としてはあるかなと思います。

二つ目は、使うみどりと見えるみどりというお話がありましたけれども、東区の豊平川の真横に住宅街があって、今、増設しているのですが、あそこから真横にある河畔沿いに行くことができません。歩いたら5分ぐらいの距離なのです。これは都市計画と関連していることはわかります。車を入れないということはわかるのですが、歩道もないので、あそこの住宅街の人たちはわざわざ車を出して行かなければいけないのです。そのため、河畔沿いに住んでいる人たちに使えるみどりという認識はありません。

このことについてもできないことがあると思いますけれども、課題としてあるということをごどこかで触れていただけるとありがたいです。

○愛甲会長 最初の民間で緑化されたものが維持されないという話は、冒頭で関委員が言われたことで、民有地の緑被のことを考えるときに、街路樹と同じような管理方針があったほうがいいのではないかとということとも関係があることですね。

次の川の話は私にはよくわからなかったのですが、具体的にどういう状態なのですか。

○山本委員 まさに畑地だったところを開発して住宅地をしているところです。河畔沿いの土手側を管理道みたいな一般の道路にして車が通れるようにしているところが結構多いと思うのです。具体的には、東雁来のホームックとかがあるあたりです。

ここは昔から問題で、車が住宅街に入ってきて、ショートカットしてしまうので、すごく危ないのです。とはいっても、抜けられる道はいっぱいあったのです。しかし、道路が完成してしまっただけからは横の河畔沿いに歩いていけないのです。というのは、道がなく、完全に封鎖されているので、かなり大回りしないといけません。歩いていくにしても20分ほどかけて真横に見える緑地に行かなければいけないのです。

そこは親子で遊んでくださいと整備されている場所なのです。でも、アプローチできない状態です。河畔沿いのすばらしい場所ですと言いつつも、車でないと行けないという矛盾があるということです。

○愛甲会長 実際に見えていても、使えそうでも、使えないということですね。

ほかにいかがですか。

○豊島委員 先ほどの札幌らしさ、札幌市のみどりの現状で関連があると思うのですけれども、モエレ沼公園のようにイサム・ノグチ先生のアートであるというような公園を持っているところは探してもほかにはないと思うのです。また、中島公園には安田侃さんの彫刻がありますし、市民が触れられるところにアートが点在しているのがすごくいいところだと思いますので、これを現状として位置づけておいたらどうかと思いました。そういう位置づけがあって、それをちゃんと守っていくということですね。

また、こんなに観光客の人たちがモエレ沼を知らないのだということにはショックがあります。すごくいい公園なのに2%くらいしか行っていないのはすごくもったいないなと思いました。

○愛甲会長 文化的なアートのこと観点に入れるということですね。

○竹内委員 先ほどお話に出ていた老朽した公園施設について感じたことです。

こういった施設にはどんなものがあるのか、自分では把握していませんけれども、近くの公園を春夏秋冬ずっと見てきましたけれども、施設というよりも、小山が随分人気があるのだなと感じております。夏は夏で子どもたちが集まっているし、冬は、そりやスキーで、大人までやっていますよね。自分の家の前の公園と時々行く公園もあるのですけれども、そこを見てもそうなのです。

小山をつくっただけで子どもたちがたくさん集まって、保育所からか、先生が子どもを連れてきて、そこで遊ばせたり、非常に有効に使われていると思うのです。広さも必要だから、全ての公園でできるかどうかはわかりませんが、そのようなシンプルなものがすごく活かしているのではないかなと思います。

○愛甲会長 冬のことも含めて、公園の使い勝手に関してでした。

○島田委員 農地と耕作放棄地ということの中で、耕作放棄地がふえると、みどりの質が低下するというふうな書き方をされていますよね。

私は鳥を調べたりしているのですけれども、耕作放棄地は非常に重要な野鳥の生息地になっているのです。特に、札幌の自然特性を五つに分けた中で、低地ゾーンである札幌北東部、昔の低湿地があったようなところは、札幌の自然の中でも札幌らしさが一番あるのだけれども、一番ないがしろにされているというか、潰されてきてしまった場所だと思います。でも、辛うじてもともといた生き物が生きているのが耕作放棄地なのです。

先ほど耕作放棄地を市民農園とかにしようかというご提案もありましたけれども、そういった形にするにしても何にしても、耕作放棄地がただ単にみどりの質の低下をさせているのではなく、重要なものでもあるということをご指摘したいと思います。

○愛甲会長 札幌らしさや生物多様性とも関係のある視点でご意見をいただきましたかと思えます。さっぽろ都市農業ビジョンとの関係の中での整理も必要だと思いますので、継続して観点に加えて議論をしていただければと思います。

本日は、いろいろな視点を新たにいただきました。

まず、市民の目やいろいろな方々の属性からの整理を、さらには、見えるみどりと使うみどりという観点での整理を、また、全体的な課題と個別の場所ごとの課題の整理をしたほうがいいのかという整理の仕方に対するご意見をいただきました。そして、都心、市街地、郊外、都市公園、それから、多様な主体のかかわりについて、加えるべき観点について出していただけたかなと思います。

次回以降の議論ではこの辺を反映したものの整理をしていただければと思います。

それでは、時間が大分たちましたので、5分ほど休憩にさせていただきます。

11時15分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[休 憩]

○愛甲会長 それでは、皆さんがおそろいなので、再開したいと思います。

5. 報 告

○愛甲会長 続きまして、前回報告をしていただきました主要公園マネジメント方針（案）についてです。

これは、前回も報告事項ではあったのですが、皆さんから非常に多くのご意見をいただきましたので、修正をしたものについてご説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【報告1資料1-1】 それでは、札幌市主要公園マネジメント方針（案）についてご説明いたします。

正面にパワーポイントが出ていますが、皆様に、報告1資料1、あるいは、報告1資料2をお配りしておりますので、どちらかよろしい方をごらんください。

初めに、前回の審議会でのご意見を踏まえ、修正した内容についてご説明いたします。

修正点のご説明という資料になります。

【報告1資料1-2】 まず、前回の審議会では、大きく分けて三つのご意見をいただきました。

一つ目は、主要公園の将来像や分類についてのご意見でございまして、例えば、札幌市が掲げる理念がわかりにくい、なぜ将来像を四つに絞って設定したのかが不明確である、特性の強いところしか伸ばさないように見えてしまう、目立った特性のない公園でも無理に分類している、各区の課題解決を見据えて分類する必要があるのではなどのご意見がございました。

二つ目は、主要公園の評価項目についてのご意見でございまして、A-1の都市環境の保全・改善については、水面の面積も指標に入れて分析するべきではないかというご意見がございました。

三つ目は、主要公園の将来像の実現に向けた施策についてのご意見ですが、どのタイプの公園でも似たような施策を行うように見えるというご意見がございました。

【報告1資料1-3】 これらの意見を踏まえまして、庁内で議論いたしました結果、意図が伝わりやすくなるよう、内容を変更する必要があると判断いたしました。このため、本方針の構成や機能と特性、将来像についての考え方を次のとおりに整理し直しました。

【報告1資料1-4】 最初に、構成についてです。

前回の構成ですと、主要公園として定めた15公園を機能の高いものから順にフローに沿って分類を行い、タイプ1からタイプ4のどれかに当てはめたところですが、また、タイプごとの施策についても具体例を用いて示しておりました。

しかし、この分類の方法ですと、右上の問題点1にございますとおり、機能の高い部分のみに着目した分類になっており、その他の機能については考慮されないように見えるという課題がございました。

また、問題点2にございますとおり、特定のタイプに分類されることによりまして、特定の施策しか行わないように見えてしまうという課題もございました。

【報告1資料1-5】そこで、今回の構成では、図のとおり、公園ごとに各機能の程度を星の数で表すこととし、個別方針にて公園ごとの各機能における取り組みを定めることといたしました。このように、全ての機能について公園ごとに機能の程度を視覚化することで、より公園の特性をわかりやすく示すことができると考えております。また、全ての機能について、公園ごとにどのような施策を行うのかを個別方針にて示すことにより、特定の施策しか行わないように見える課題を解決しております。

【報告1資料1-6】続きまして、機能と特性、将来像の考え方についてです。

前回までは、みどりの基本計画で定めております五つの機能のうち、市として方針が定まっている防災機能を除いた四つの機能をもとに、四つのタイプの特性を定め、それぞれの将来像まで定めておりました。また、タイプ2につきましては、都市景観機能とは別に、親和性の高い集客機能も勘案し、二つの機能を組み合わせた特性を示しておりました。

しかし、例えば、大型運動施設がある公園などにつきましても集客性を上げることが可能であることから、都市景観機能だけが集客機能と結びつきが強いとは限らないことが問題点となっております。

【報告1資料1-7】そこで、組み合わせていた都市景観機能と集客機能を独立させ、四つのみどりの基本的機能をそのまま特性を構成する機能として扱うことといたしました。また、将来像については、個別方針にて公園ごとに定めることといたしました。さらに、独立させた集客機能は、この後、詳しくお話しいたします民間活力導入の指標にすることといたします。

【報告1資料1-8】ここからは、それぞれのご意見に対する対応、回答についてです。

まず、札幌市が掲げる理念がわかりにくいというご意見に対しまして、本方針の基本理念をよりわかりやすくするため、新たに以下の赤色の字の文言を加えます。

(1) 公園が持つみどりの基本的機能を高めるみどりの基本計画で定めている5つの基本的機能を高めることを理念とする、この文言を加えることによりまして、この後の特性を構成する機能を考える際に、なぜみどりの基本的機能を用いたのかがわかりやすくなるかと思えます。

【報告1資料1-9】続きまして、なぜ将来像を四つに絞って設定したのかが不明確というご意見についてですが、先ほどご説明したとおり、将来像について個別方針にて定めることとし、みどりの基本計画で定めている五つのみどりの基本的機能をもとに、本方針で扱う特性を構成する四つの機能を定め、それぞれの機能を生かす指針や具体的な事業例を提示いたします。

【報告1資料1-10】続きまして、特性の強いところしか伸ばさないように見えてしまうというご意見や目立った特性のない公園でも無理に分類しているというご意見についてですが、先ほどもご説明しましたとおり、フローに沿った分類は行わず、各機能の程度を星の数にて公園ごとに示します。また、各機能をどのように生かすかは、個別方針にて定めることといたします。

【報告1資料1-11】次に、総合公園は、各区の課題解決を見据えて分類する必要があるのではないかというご意見についてですが、総合公園は、市民が等しく都市基幹公園を利用するため、札幌市全体としてバランス配置をした結果、各区に一つが設置されておりましたが、本来的には各区の課題解決のために区ごとに配置されたものではございません。しかしながら、地域の課題解決に対して公園が貢献できる場合には、個別方針にてその課題への対応を盛り込むことといたします。

【報告1資料1-12】二つ目に、主要公園の評価項目に関するご意見として出ておりました環境保全の評価指標に水面面積も入れるべきではないかというご意見に対する対応ですが、このことにつきましては、ご意見のとおり、水面面積も評価指標に追加いたしました。

【報告1資料1-13】三つ目に、主要公園の将来像の実現に向けた施策に関するご意見として出ておりました、どのタイプの公園でも似たような施策を行うように見えるというご意見に対する対応についてですが、ご意見を踏まえまして、本方針の各機能を生かすための取り組み事例の内容を赤色の字のとおりに変更しております。

まず、環境保全機能を生かす取り組みについてです。

ハード事業では、豊かな自然を体感するための場づくりとして、ワークショップや環境学習ができる施設の機能強化を行うこととします。具体例といたしましては、環境学習館などの既存施設の強化、老朽化した木道の改修、湿地の保全等が考えられます。前回の審議会では、ハード事業の例がカフェやレストラン等の設置となっており、他の取り組みとの違いがわかりにくかったため、このように改正いたしました。

【報告1資料1-14】次に、二つ目の都市景観機能を生かすための事業例についてです。

ソフト事業では、都市景観をより楽しむプログラムといたしまして、公園を訪れることで見ることができる札幌の都市景観をより楽しめる事業の展開を行います。具体例といたしまして、公園みどころ探訪ツアーやライトアップ等が挙げられます。前回の審議会からの変更点ですが、今回は都市景観機能に絞った取り組みについて記載しております。

【報告1資料1-15】三つ目の運動・レクリエーション機能を生かすための事業例についてです。

ハード事業では、市民の活動、レクリエーションを支える場づくりといたしまして、既存施設の付加価値の高い活用を生み出す機能向上、柔軟な活用を行います。具体例といたしまして、老朽化した大型施設の更新、屋内施設の充実などが挙げられます。前回の審議会では、具体例が既存施設にカフェやレストラン等を併設となっており、他の取り組みと

の違いがわかりにくかったため、このように変更しております。

【報告1資料1-16】四つ目のコミュニティ機能を生かすための事業例についてです。

ハード事業では、コミュニティを醸成するための場づくりとしまして、市民が集う施設の機能強化や柔軟な活用を行います。具体例といたしまして、市民活動の場となる管理事務所の機能強化を挙げております。

前回の審議会では、具体例が既存ストックの強化となっており、他との差別化がなされていない表現になっていたため、このような修正を行ったところでございます。

【報告1資料1-17】最後に、本方針に新たに追加した項目についてです。

前回のご説明でも民間活力導入については触れておりましたが、どのような基準で民間活力導入を行うかを明記しておりませんでした。そこで、民間活力導入に関する考え方について新たに示すことといたします。

具体的には、先ほどご説明いたしました(1)の民間活力導入に関する指標といたしまして、観光振興効果や経済活性化効果などの集客機能を用いることや、(2)の民間活力導入の際の留意点といたしまして、民間活力を導入し、公園の集客性を高める際には、もともとの公園の特性に配慮した上で憩いとにぎわいが両立するよう留意することを明記しております。

【報告1資料2-1】以上の修正点を踏まえ、作り直した本方針の内容についてご説明いたします。

【報告1資料2-2】背景については前回から変更はございませんので、説明を省略いたします。

【報告1資料2-3】ここも同様でございます。

【報告1資料2-4】本方針策定の目的をごらんください。

2段落目の「そこで、」から始まる文書を読み上げますが、「本方針は、札幌市が目指す都市公園の管理運営の基本理念、特性に応じた活用指針・事業例や民間活力導入の考え方を示すことを目的に策定する。また、主要公園を対象に現状の機能分析を行い、各公園の特性を示すことで、下位の個別具体的な管理運営方針を定める際の指針になるようにする」としております。

前回は、将来像の設定までを本方針にて行うとしておりましたが、個別方針にて定めることに変更しております。

【報告1資料2-5】本方針の位置づけと構成、対象事項についてです。

位置づけについて大きな変更はございませんが、他の分野別計画に関連する札幌市地域防災計画や札幌市景観計画を追加しております。

【報告1資料2-6】本方針の構成についてですが、今回新たに追加した項目です。

ここでは、主要公園マネジメント方針と個別方針がどのような内容で構成されているかを示しております。先ほどもご説明いたしましたとおり、主要公園マネジメント方針は、基本理念、特性の考え方、特性に応じた活用指針・事業例、民間活力導入の考え方、主要

公園ごとの特性把握によって構成されております。

また、個別方針では、各公園の特性や課題、地域ニーズ等を踏まえ、より具体的な将来像や取り組みを示します。

【報告1資料2-7】対象事項については変更ございません。

【報告1資料2-8】3の基本理念についてです。

(1)の公園が持つみどりの基本的機能を高めるにつきましては、先ほどご説明しましたので、省略いたします。

【報告1資料2-9】(2)の公園の特性に応じた管理運営を行うについてです。

公園には、木々が多く、自然豊かな公園や大型運動施設があり、市民のレクリエーションの場になっている公園など、公園施設や立地状況等に応じた特徴的な機能、すなわち特性を有しておりますので、それら既存の特性を生かす取り組みを進めます。前回の審議会では公園の特性に関する説明が不足しておりましたので、ここでは、公園の特性とはどのようなものか、具体例を交えて説明しております。

【報告1資料2-10】(3)の3つの視点で公園の特性を生かすについては、前回と変更箇所はございません。

【報告1資料2-11】4の特性の考え方についてですが、ここでは、特性がどのような機能によって構成されているかを示しております。内容につきましては、先ほどご説明したので、省略させていただきます。

【報告1資料2-12】5の特性に応じた活用指針・事業例についてですが、ここでは、各機能を生かすためにどのような取り組みをするべきかを「のばす」「つなぐ」「つかう」の三つの視点を用いて活用指針を示しております。

まず、環境保全機能につきましては、のばす取り組みとして、札幌の豊かな自然を体感でき、生物多様性を高める自然環境の持続的な保全の推進を行います。つなぐ取り組みとしまして、住民組織やボランティア等の民間主体がみどりに関わり、守り、育てる運営、参加の実現を目指します。つかう取り組みとして、自然教育、体験等のみどりを生かした事業を通じて、みどりの維持保全の促進を行います。

【報告1資料2-13】具体的な取り組みとして想定される事業例について紹介しておりますが、先ほども紹介させていただきましたので、省略いたします。二つ目から四つ目の特性に応じた事業例も同様に省略させていただきます。

【報告1資料2-14】二つ目の都市景観機能を生かすための指針についてです。

札幌の歴史や文化を体感できる景観機能を生かすために、のばす取り組みとして、札幌固有の景観の保全、魅力向上を行います。つなぐ取り組みとして、高い集客ポテンシャルを活用し、民と連携したイベントの誘導や施設運営を行います。つかう取り組みとして、市内外からの来訪者が各々楽しめる事業の展開や施設運営を行います。

【報告1資料2-15】事業例は省略いたします。

【報告1資料2-16】三つ目の運動・レクリエーション機能を活かすための指針につい

てです。

のばす取り組みとして、保有する施設の改善や改修、多面的な活用等を通じて、市民の健康な暮らしや子どもの育成等を推進してまいります。つなぐ取り組みとして、民間ノウハウの誘導等によりまして、既存施設の新たな活用や付加価値の高い施設への更新を促進いたします。つかう取り組みとして、市民ニーズ、社会潮流等に応じた利用機会の増進、多機能性の発揮を目指します。

【報告1資料2-17】事業例は省略いたします。

【報告1資料2-18】四つ目のコミュニティ機能を生かすための指針についてです。

のばす取り組みとして、市民のつながり、地域交流の場としての機会、場の保全、強化を行います。つなぐ取り組みとして、住民組織やボランティア等の民間主体による運営や積極的な参加を通じた民中心の公園管理、運営の実現を目指します。つかう取り組みとして、地域交流、参加機会の増進、次世代育成等によるコミュニティのつながりの強化を行います。

【報告1資料2-19】事業例は省略いたします。

【報告1資料2-20】6の民間活力導入の考え方についてです。

先ほどご説明いたしましたとおり、新たに民間活力導入の指標といたしまして、集客機能を用いることを記載しております。また、民間活力導入の一例として、公募設置管理制度の内容を紹介しております。

【報告1資料2-21】民間活力導入の際の留意点についてご紹介しておりますが、先ほどもご説明いたしましたので、説明を省略いたします。

【報告1資料2-22】7の主要公園ごとの特性把握についてです。

まず、(1)機能分析についてです。

公園機能は、さまざまな要素から成り立っており、全ての要素を測定し、数値化することは不可能です。そこで、数値化可能な要素を評価指標として抽出し、公園ごとの機能の程度を分析することで公園の大まかな特性を整理いたしました。

前のご説明では、機能分析に用いた指標が機能の全てを示しているかのような表現になっていたため、ここで取り上げている指標というのは、あくまで数値化可能な一部の要素を取り上げて評価していることを説明しております。

【報告1資料2-23】(2)の分析結果についてです。

ご説明申し上げているとおり、今回は、公園ごとに各機能の程度を星の数の多少で示しております。評価数値は大まかには前回の審議会から変更ございませんが、環境保全機能につきましては、評価指標として水面面積を入れたことにより、公園区域内に大きな池や川、水景施設がある月寒公園、藻南公園、前田森林公園等の評価が上がっております。逆に、水面が少ない円山公園等は評価が下がっております。

【報告1資料2-24】(3)の分析結果の活用についてです。

分析によって得られた結果は限られた評価指標によるものであり、今回の分析結果が機

能の全てを反映しているわけではございません。このため、個々の公園の本来の機能につきましては、こうした評価指標に加えまして、公園周辺の状況や利用状況、地域ニーズなど、分析に含めることができなかつた詳細な情報も盛り込んで考える必要がございます。こうした詳細な情報は、本方針では捉え切れないため、今後作成予定の個別方針にて整理いたします。

また、高い機能を生かす、低い機能を伸ばすなど、公園ごとに各機能をどうすべきかは異なりますため、このことにつきましても個々の公園の状況に応じまして個別方針にて定めることといたします。

【報告1資料2-25】主要公園ごとの個別マネジメント方針策定についてです。

初めに、個別方針の構成でございますが、公園概要、将来像の設定、将来像を実現するための指針及び取り組みによって構成されています。

①の公園概要では、各公園の沿革や施設状況、ゾーニング等を示します。②の将来像の設定では、本方針で示した公園ごとの特性や本方針では捉え切れていない特性や、地域ニーズや各公園が抱える課題等その他の要素を考慮いたしまして、公園ごとの将来像を設定いたします。③の将来像を実現するための指針（特性に応じた取り組み）では、各公園の特性に応じて、どのような取り組みを行うかを三つの視点を用いて示します。④の将来像を実現するための取り組みでは、上記の指針に沿って、公園ごとに行う具体的な取り組みを示します。

【報告1資料2-26】この図は、先ほどご説明した個別方針の構成の概要を図で示しております。

【報告1資料2-27】最後に、個別方針策定の優先順位についてですが、これにつきましては前回の審議会から変えておりませんので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

〔河原局長退室〕

○愛甲会長 ご丁寧の説明していただき、ありがとうございました。

今、報告事項として説明がありました主要公園マネジメント方針の修正点、それから、その修正した結果としてでき上がっておりますマネジメント方針（案）について、何かご質問やご意見などがありましたら伺おうと思いますが、いかがでしょうか。

前回、皆さんからご意見を出していただいた点が大分反映されていますし、かなり大幅な修正をしていただいたのではないかと思います、どうでしょうか。

○豊島委員（報告1資料2-5）について聞きたかったのですけれども、この主要公園マネジメント方針は今年度に策定されて、個別方針が来年度でしたか。

みどりの基本計画は平成31年度に策定されると思うのですけれども、その下位計画である主要公園マネジメント方針は、上位計画の理念を反映されるような年度に策定されるの

かどうかをお聞きいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 主要公園マネジメント方針については、今年度に一旦取りまとめをしたいと考えておりますが、庁内でのオーソライズやパブリックコメントなどが必要になると考えておりますので、実際には来年度に固めたいと思っております。当然、中身のエキスについては、みどりの基本計画に盛り込んでいくことになります。

現在の公園の管理につきましては、今あるみどりの基本計画でも定めているのですが、例えば、民間活力の導入につきましては、現在の基本計画では検討していくというような書きぶりになっておりますので、それを検討した結果がこれになるということです。

○愛甲会長 そういうスケジュールで進めるということですね。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 では、これについては、今説明していただいたようなスケジュールで進めていただきたいと思います。この内容は、みどりの基本計画の改定の際に非常に重要なポイントとして入ってくる点でありますので、そのときに皆様からいろいろご意見を伺いたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、全体を通してご質問やご意見をいただこうと思っておりますけれども、まず、私から一つ申し上げます。

今説明していただいたことや豊島委員のご意見とも関係あるのですが、主要公園のマネジメント方針のように、下位の方針というかガイドラインというか、今日説明していただいた街路樹の管理の方針も含め、第3次の期間中に策定された計画や指針などがございまして。そういったものについて、第4次札幌市みどりの基本計画の改定をするに当たり、この期間中に何を議論してつくられたか、あるいは、その内容ももちろん踏まえるべきですし、場合によっては、例えば、次にその部分を伸ばすということも考えなければいけないのではないかと考えております。

しかし、我々は全体を把握しているわけではないですし、個別の方針みたいなものがどれぐらいあるかもよくわかりません。ですから、その辺を一度整理しておいていただくと助かります。そうすれば、議論していく上で無駄な議論も避けられるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆さんからほかには何かありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 次回は、将来の方向性やあり方などについてご議論いただけるよう、今日議論していただいた意見の結果を整理してもらいますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

6. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

次回の第80回審議会は、3月19日の開催を予定しております。開催が近くなりましたら事務局から正式なご案内を差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、第79回録の審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上